

平成25年4月12日

関係大学 博物館実習担当者 様

広島県立美術館長

平成25年度博物館実習について（通知）

このことについては、別紙『広島県立美術館「博物館実習」実施要綱』及び『「博物館実習」実施計画書』に基づき、実施します。当実習への申込み・書類提出にあたっては、次の点に注意してください。

- 1) 提出書類は必ず担当課の担当者か担当教官が作成してください。
- 2) 提出の要領は2段階ありますので、注意してください。
  - ① 5月15日(水)までに、「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」(同封の別記様式)に記入したものをファックスしてください。当館から内容確認の連絡を行います。
  - ② ①の電話による応答後、5月25日(土)必着で、「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」の本紙を、依頼文書(様式は自由、広島県立美術館長宛て)とともに送付してください。
  - ③ 同一大学に所属する異なる希望者が個々に書類作成を求めている場合は、①、②とも必ず1通に集約してください。
  - ④ 上の①、②とも「広島県立美術館・学芸課 宮本真希子」宛てとしてください(下記連絡先参照)。②は簡易書留とし、80円切手を貼付した返信用封筒(宛名明記)を同封してください。
- 3) 受入れについては、6月上旬をめどに回答します。
- 4) 実習生に対する評価・採点については、実施カリキュラムの性格・内容上、困難かつ不適切であるので行いません。実習期間中の出欠状況証明、実習課程の修了証明などについては、要請により個別に応じます。ただし、それら書式の送付に必要な切手を貼付した封筒(宛名明記)を実習開始前に提出してください。
- 5) 当実習に関する謝礼については、金品の別を問わず一切お断りします。

連絡先:〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

広島県立美術館・学芸課 担当 宮本真希子

Tel:082-221-6246 FAX:082-223-1444

# 広島県立美術館「博物館実習」実施要綱

平成24年5月21日改定 館長決裁

広島県立美術館における博物館実習（以下「実習」という。）の実施について、次のとおり定める。

## 1 目的

各大学及び短期大学（以下「大学等」という。）における博物館学講座の単位修得の一環として、博物館学を履修する学生を一時的に受け入れ、博物館現場における知識及び技能を修得させることにより、人材の育成を図ることを目的とする。

## 2 時期

実習は、毎年7月又は8月に実施する（連続する6日間程度）。ただし、やむを得ない事情がある場合は、時期を変更又は休止することがある。

## 3 場所

実習の場所は、主要には館内とし、必要に応じて館外（広島市内）においても実施する。

## 4 講師

実習の講師は、当館職員が担当する。ただし、必要に応じて外部の者に依頼することもある。

## 5 実習生受け入れの条件

(1)受け入れる実習生は、原則として、広島県内の大学等に在学する者及び他の都道府県の大学等に在学する者で、当該実習生の家族が広島県内に居住する者とする。

(2)受け入れる実習生は総数40人を上限とし、各大学等の同一講座からは最大5人までとする。ただし、館長が特に必要と認める場合にはその数を変更することができる。

## 6 実習のカリキュラム

実習のカリキュラムについては、各年度ごとに検討し定める。

## 7 実習生の受け入れ事務

(1)実習は、実習を希望する学生の所属する大学等からの文書による依頼を必要とする。

(2)前項の依頼文書は毎年5月末までに館長あて提出するものとし、この文書には

「博物館実習に係る受講希望学生等調査票」（別記様式）を添付するものとする。

(3)館長は、大学等からの依頼を受けた場合、当館の受け入れ態勢等を勘案しつつ、受け入れる学生数を決定し、概ね6月上旬までに各大学等あて通知するものとする。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、博物館実習に関して必要な事項は、学芸課長が別に定める。

## 平成25年度「博物館実習」実施計画書

広島県立美術館

### 1 開設日時

平成25年8月22日（木）から8月27日（火）までの間、開設する。

### 2 実習の内容・計画等

8月22日（木）	9:30～9:45	開講あいさつ	【西川学芸課長】
	9:45～10:30	オリエンテーション	【宮本】【山下】
	10:30～11:30	館長講話	【越智館長】
	11:30～12:00	美術館と学芸活動	【宮本】
	13:00～14:00	展覧会ができるまで（ピース・ミーツ・アート）	【山下】
	14:00～15:00	「ピース・ミーツ・アート展/ガマン展」会場見学	【山下】【宮本】
	15:00～16:00	ミニ企画展実習（1 概論）	【宮本】【山下】
	8月23日（金）	9:30～12:00	作品取扱い実習・調書作成（絵画）
13:00～15:00		作品取扱い実習・調書作成（立体）	【福田】【石川】【宮本】
15:00～16:00		「ゴッホ展」会場見学	【石川】
8月24日（土）	9:30～10:30	展覧会を取材する（館内取材・資料調査）	【宮本】【山下】
	10:30～12:00	展覧会を紹介する（短評作成・相互批評）	【宮本】【山下】
	13:00～14:00	ミニ企画展実習（2 企画一討議）	【宮本】【山下】
	14:00～16:00	ミニ企画展実習（3 企画一立案）	【宮本】【山下】
8月26日（月）	10:30～12:00	ミニ企画展実習（4 企画一集約）	【宮本】【山下】
	10:30～12:00	ミニ企画展実習（5 企画一制作）	【宮本】【山下】
	13:00～16:00	ミニ企画展実習（6 企画一制作）	【宮本】【山下】
8月27日（火）	9:30～12:00	ミニ企画展実習（7 企画一発表準備）	【宮本】【山下】
	13:00～14:30	ミニ企画展実習（8 発表）	【宮本】【山下】
	15:00～16:00	受講生ディスカッション	【宮本】【山下】

（注意）上記の計画は、都合により内容・日時を変更する事があります。

【】内は担当者。

### 3 テキスト等

特定のテキストは使用しません。内容に応じたレジュメ、各種資料、機材、実作品を使用します。

### 4 履修上の注意等

- ①規律の維持（時間厳守）には、特に留意すること。
- ②駐車（輪）場は無いので、公共交通機関を利用すること。
- ③当美術館内外における安全、健康等については、実習生個人の責任（保険等）で確保すること。
- ④受講日ごとに実習終了後、日誌（ノートでも可）を作成し、提出すること。
- ⑤美術品の取扱い実習の時は、ズボンを着用し、薄手の木綿の白い手袋（軍手不可）を持参すること。
- ⑥成果物作成等にかかる費用は、実習生個人の負担とする。
- ⑦認め印を持参すること。

(別記様式)

平成25年度博物館実習に係る受講希望学生等調査票

平成25年 月 日作成

校名					
所在地					
担当部課			担当者		
担当教官	職名		氏名		
連絡先	電話番号		FAX番号		
実 習 生					
番号	名前	学部/学科	学年	連絡先(上段:実習中/下段:親権者連絡先)	電話(同左)
1					
2					
3					
4					
5					